

令和2年第2回紀の川市議会定例会議案書

(令和2年6月16日提出追加議案)

和歌山県 紀の川市

2紀総務発第77001号
令和2年6月16日

紀の川市議会議長 村垣正造様

紀の川市長 中村慎司

追加議案の送付について

令和2年第2回紀の川市議会定例会に追加議案を提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

議案第76号 令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第77号 令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第79号 訴えの提起について

議案第76号

令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第77号

令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第78号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

令和元年第4回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市中鞆渕辺地総合整備計画について、事業期間及び事業費等を変更するため。

総合整備計画書

(第1次変更)

和歌山県紀の川市中鞆渕辺地

(辺地の人口 167人、面積9.6k㎡)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

紀の川市中鞆渕

(2) 地域の中心の位置

紀の川市中鞆渕5番地

(3) 辺地度点数

121点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該地域は市の南東部に位置し、竜門山を越え真国川に沿った帯状の盆地を山並みで囲まれている山村であり、平地に乏しく地域のほとんどが山地で、耕地は川沿いの水田と丘陵地帯に果樹園が点在している。

(2) 住民の日常生活の現状

当該地域から市役所まで30.8kmと遠距離に位置し、地域の中央部を県道かつらぎ桃山線が東西に通じている。住民の生活用水は、公共の上水道を利用している。

(3) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地における市役所出張所及び地元消防団詰所等消防施設は、真国川増水時に孤立するおそれがあり、庁舎の機能確保のため、移築が必要となっている。

また、診療所についても、新耐震基準を満たしておらず、今後の医療体制を確保していくためにも改修が必要となる。

上記の整備を行うにあたり、複合化を行うことで、行政機能のワンストップ化による利便性の向上や整備、維持管理のコストの抑制を図れるため、上記の3施設の機能を備えた複合施設として整備を行う。

加えて診療所の医療機器も耐用年数を経過しているため、当該辺地医療体制を充実させる観点からも、新たに医療機器を購入し整備を行う。

3 公共施設の整備計画

(変更後)

令和元年度から令和4年度の4年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
事業主体名	特定 財源		一般 財源		
施設名					
公共施設等再編事業	紀の川市	423,031	228,548	194,483	130,900
合計		423,031	228,548	194,483	130,900

※同事業において辺地対策事業債の予定額は、消防施設及び診療所にかかる建築経費及び医療器具購入にかかる経費を対象に算出。

(変更前)

令和元年度から令和3年度の3年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
事業主体名	特定 財源		一般 財源		
施設名					
公共施設等再編事業	紀の川市	316,228	160,948	155,280	126,000
合計		316,228	160,948	155,280	126,000

※同事業において辺地対策事業債の予定額は、消防施設及び診療所にかかる建築経費及び医療器具購入にかかる経費を対象に算出。

議案第79号

訴えの提起について

第三者行為に係る介護保険給付費の請求について、下記のとおり訴えを和歌山地方裁判所に提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 訴えの相手方 [REDACTED]
2. 訴えの趣旨 第三者行為に係る介護保険給付費の支払を相手方加入損害保険会社に求めたが、支払に応じなかったため支払を命じる判決を求める。
3. 訴え遂行の方針 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴えを遂行する。

令和2年6月16日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

第三者行為に係る介護保険給付費の請求について、相手方加入損害保険会社が請求に応じないために支払を求める訴えを提起するため。